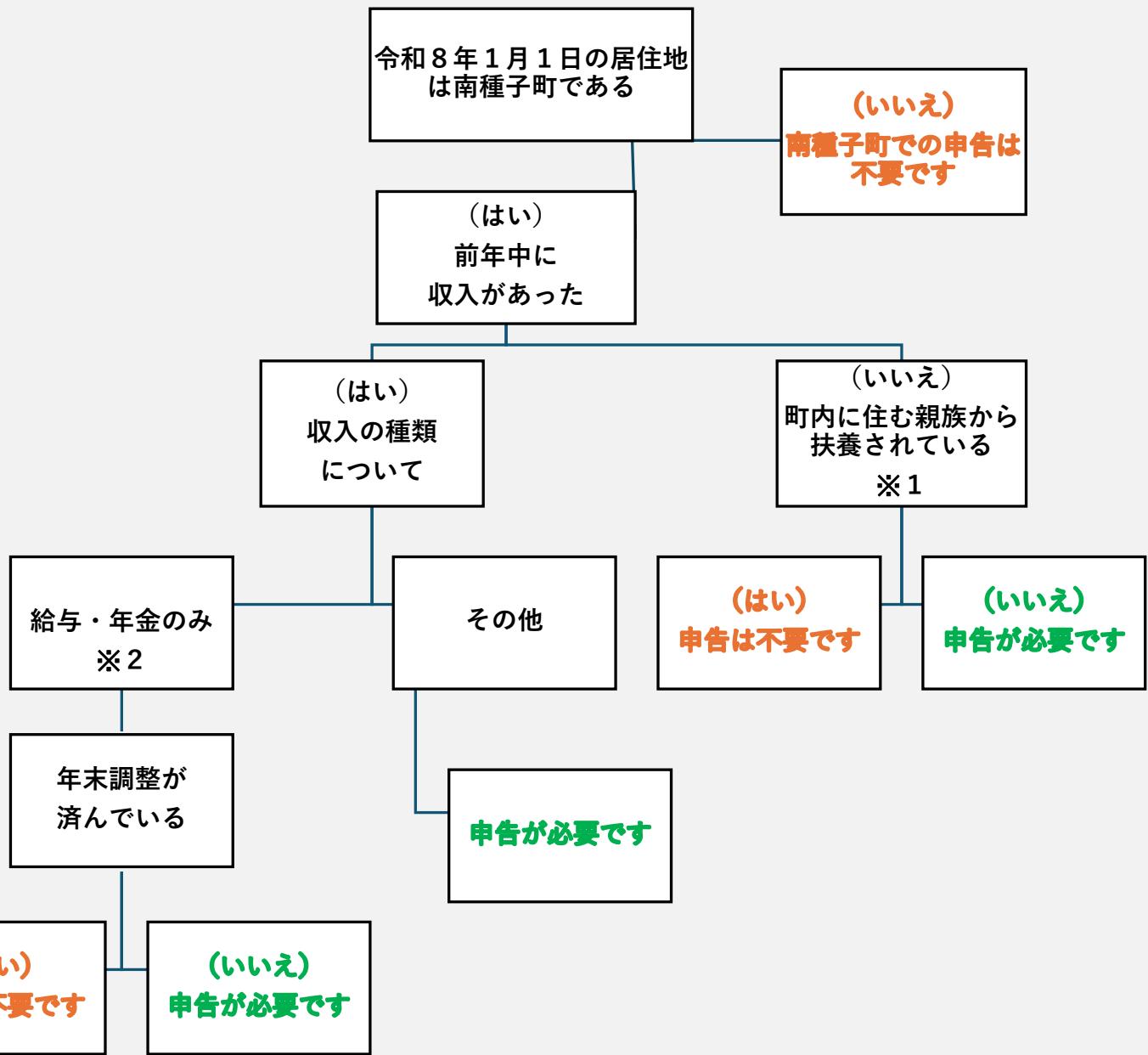


町民税
県民税 申告要否
フロー チャート

税務署に所得税の確定申告書を提出される方は、
町民税・県民税の申告は不要です！



※1 南種子町に住む親族の確定申告書、町民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税法上の扶養となっている方に限ります。（ただし、福祉サービスを受ける場合などに申告が必要となることがあります。）

※2 給与について勤務先から南種子町に給与支払報告書が提出されていない場合や、年金受給者で遺族年金・障害年金のみを受給されている方は、申告が必要です。

申告書の提出が不要な人

次に該当する場合は、町民税・県民税申告書の提出の必要がありません。

1. 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
2. 前年中の所得が給与収入のみで、勤務先から南種子町に給与支払報告書を提出してある人
3. 前年中の所得が公的年金等（遺族年金・障害年金を除く）のみを受給している
65歳以上で支給合計額が年額148万円以下の人
4. 前年中に収入がなく、南種子町内にお住いの親族に確定申告書、町民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税法上の扶養となっていた人
(ただし、福祉サービスを受ける場合などに申告が必要となることがあります。)

申告書の提出が必要な人

次に該当する場合は、町民税・県民税申告書の提出の必要です。

1. 前年中に営業等・農業・不動産・個人年金・生命保険の一時金、その他の収入があった人
2. 給与収入があった人で、次の（1）・（2）のいずれかに該当する人
(1) 給与以外に上記1. の収入があった人
(2) 年の途中で退職した人、又は勤務先から南種子町に給与支払報告書が提出されていない人
3. 公的年金等を受給している人で、公的年金等以外に上記1. の収入があった人
4. 源泉徴収票に記載のない控除（生命保険料控除・医療費控除など）を受けたい人
5. 預貯金・遺族年金・障害年金・雇用保険（失業保険）などで生活していた人
(南種子町内の親族に税法上の扶養となっていた人は除く)

(注) 前年中に収入がない場合でも、国民健康保険・福祉・教育・保育園関係の制度などにおいて、所得の申告や非課税証明などが必要な場合は、町民税・県民税の申告が必要です。

申告についての問合せ先

【町民税・県民税の申告に関する問い合わせ】

- 南種子町役場 税務課 町税課税係
電話： 0997-26-1111 (内線152・153・154)

【確定申告や所得税に関する問い合わせ】

- 種子島税務署
電話（代表）： 0997-22-0440